

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 1 2 号

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和 5 5 年多久市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（8） 保険医療機関等 社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者（同条第 4 号の児童にあっては、その養育者）に監護されている児童であって、進学等の理由により多久市内に住所を有しないものを助成対象者としてすることができる。

第 4 条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「定める医療費を支給しない」を「よる医療費の助成をしないものとする」に改め、同条第 1 号中「その他の法令等により、医療費の全額給付を受けるとき」を「の規定により、保護の適用を受けているとき（保護停止期間を除く。）」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条に次の 2 項を加える。

2 次条の規定にかかわらず、助成事由が第三者行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その額の限度において助成をしないものとする。

3 市長は、助成事由が第三者行為によって生じた場合において、この条例による助成を行ったときは、その助成額の限度において、助成対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。

第5条を次のように改める。

(助成の額)

第5条 市長は、助成対象者が県内の保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細ごとに、当該助成対象者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。

(1) 保険医療機関等への入院に係る保険給付を受けた場合 一部負担金から1月につき500円を控除した額

(2) 前号に掲げるもの以外に係る保険給付を受けた場合 一部負担金から1回につき500円を控除した額（一部負担金の額が500円に満たない場合は、当該一部負担金の額）。ただし、保険給付を2回以上受ける場合の2回目以降については、0円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が薬局において保険給付を受けた場合は、一部負担金に相当する額の全額を助成するものとする。

3 第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院又は診療所は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ個別の保険医療機関等とみなす。

4 第1項及び第2項の規定による助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付等を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

第6条中「又はその保護者は、前条に定める医療費助成金（以下「助成金」という。）」を「が医療費の助成」に改める。

第7条第2項中「8月31日」を「10月31日」に、「9月1日」を「11月1日」に改める。

第8条中「医療機関又は指定調剤薬局等」を「保険医療機関等」に改める。

第9条を次のように改める。

(助成の方法)

第9条 市長は、助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合には、保険医療機関等の請求に基づき、助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し助成を行ったものとみなす。

第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(高額療養費等の受領権)

第14条 市長は、第5条の規定により助成を行った場合においては、その助成額の限度において受給資格者が保険者に対して有する高額療養費及び高額介護合算療養費の受領権を取得するものとする。

第12条中「給付」を「医療費の助成」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「助成金の給付」を「この条例による医療費の助成」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(助成の申請)

第10条 受給資格者は、前条の規定にかかわらず、保険医療機関等で一部負担金又は医療費の全額を支払った場合において、医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、一部負担金又は医療費の全額を支払った日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、第5条第1項又は第2項の規定により助成すべき額を受給資格者に助成するものとする。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに交付した受給資格証の有効期間は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、当該交付日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日までとする。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第 7 条第 1 項の規定により交付されている受給資格証は、新条例第 7 条第 1 項の規定により交付された受給資格証とみなす。